

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（令和3年4月1日現在）

| | | | |
|------------|--|-------|-------------|
| 団体名 | 公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター | | |
| 所在地 | 静岡市葵区常磐町3丁目3番9号 | 設立年月日 | 昭和56年10月29日 |
| 代表者 | 理事長 森川 進 | 県所管課 | 健康福祉部衛生課 |
| 設立に係る根拠法令等 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3 | | |
| 団体の沿革 | 昭和56年10月29日に「財団法人静岡県環境衛生営業指導センター」として設立、平成13年1月6日から名称を「財団法人静岡県生活衛生営業指導センター」に変更し、さらに平成25年4月1日に「公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター」となり、現在に至っている。 | | |
| 運営する施設 | 静岡県生衛会館（自己所有） | | |
| 団体ホームページ | http://www.seiei.or.jp/shizuoka/ | | |

| 出資者 | 出資額(千円) | 比率(%) |
|-----------------|---------|-------|
| 静岡県生活衛生同業組合13団体 | 3,000 | 54.5 |
| 静岡県 | 2,500 | 45.5 |
| | | |
| | | |
| 基本財産(資本金)計 | 5,500 | 100.0 |

| 役職員の状況(人) | | | |
|-----------|----|-------|---|
| 常勤役員 | 1 | 常勤職員 | 3 |
| うち県OB | 1 | うち県OB | 2 |
| うち県派遣 | 0 | うち県派遣 | 0 |
| 非常勤役員 | 30 | 非常勤職員 | 0 |
| 役員計 | 31 | 職員計 | 3 |

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

この法人は、静岡県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業をいう。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

2 団体が果たすべき使命・役割

生活衛生関係営業者に対する指導・相談、標準営業約款に関する営業者の登録、生活衛生関係営業に関する情報及び資料の収集・提供等の団体の設立目的を達成するために必要な事業を行う。

3 団体を取り巻く環境

| 区分 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 団体を取り巻く社会経済環境の変化や新たな県民ニーズ | 県民の日常生活に密接に関係する生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興により、衛生水準の維持・向上を図ることは、公衆衛生上、極めて重要であって、かつ、利用者や消費者の利益に適うものであり、現在の社会経済状況においても事業実施の重要性が認められる。また、生衛業は経営基盤が脆弱な中小零細事業者が多く、特にコロナ禍において、経営環境は著しく悪化しており、当法人の必要性はより一層高まっている。 |
| 行政施策と団体活動との関係(役割分担) | 生活衛生営業者（以下、生衛業者）に対し密接かつ専門的な知識を有する当法人による各種事業を通じて、生衛業者を経営の健全化や振興の面から指導・支援し、衛生水準の維持向上を図っている。 |
| 民間企業や他の団体との関係(役割分担) | 経営の健全化及び振興の点から実施する生活衛生関係営業の衛生水準の維持・向上に関する事業に指導・支援できる団体は他にない。 |

4 事業概要

(単位:千円)

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | R2 決算 | R3 予算 |
|-------|-------------------|---|--------|--------|
| 県補助 | 生活衛生関係営業衛生確保等指導事業 | 経営指導員を配置して、生活衛生営業者に対する相談指導事業等を実施 | 21,407 | 23,408 |
| 県補助 | 生活衛生関係営業対策事業 | 生活衛生同業組合12組合の活動費助成、営業者向け各種研修事業、外部評価による効果検証事業の実施 | 11,000 | 11,000 |
| 県補助 | 公衆衛生活動事業 | 融資制度の周知、普及、経営指導員等の研修、センター事業の広報事業を実施 | 980 | 980 |
| 県委託 | 生活衛生営業指導業務委託 | 保健所による監視指導を補完するため、県の委託により、営業施設の構造設備・衛生管理に関する巡回相談、技術指導を実施 | 683 | 683 |
| その他委託 | 景気動向等調査事業 | 経営、融資指導の基礎資料を得るため、全国生活衛生営業指導センターの委託により、景気動向等の調査を実施 | 300 | 700 |
| その他委託 | 経営状況調査事業 | 経営、融資指導の基礎資料を得るため、全国生活衛生営業指導センターの委託により、企業の経営状況の調査を平成24年度から実施 | 455 | 850 |
| 自主事業 | 標準営業約款登録事業 | 標準営業約款登録制度の運営と普及 | 145 | 2,800 |
| 自主事業 | クリーニング師等研修事業 | クリーニング業法に基づき、全国生活衛生営業指導センターが県の指定を受けて実施するクリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習会の運営の一部を全国センターの委託を受けて実施 | 1,566 | 800 |
| 合 計 | | | 36,536 | 41,221 |

5 事業成果指標

| 指標の名称(単位) | 目標(上段)及び実績(下段) | | | | 目標値(年度) |
|----------------------|----------------|--------|--------|----|----------------|
| | H30 | R1 | R2 | 評価 | |
| 生活衛生関係営業施設数(件) | 20,853 | 20,732 | 20,669 | B | 20,275 (R3) |
| | 20,732 | 20,669 | 20,275 | | |
| 生活衛生営業に対する相談指導件数(件) | 405 | 390 | 420 | B | 300 (R3) |
| | 393 | 473 | 308 | | |
| 営業指導員による指導業務の実施状況(件) | 1,900 | 1,900 | 1,850 | A | 1,850 (R3) |
| | 1,912 | 1,901 | 1,886 | | |
| 標準営業約款登録事業店舗合計数(件) | 1,323 | 1,316 | 1,299 | B | 1,262 (R3) |
| | 1,316 | 1,299 | 1,262 | | |

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

| 団体の自己評価 | | 県所管課による評価 | |
|---------|---|-----------|--|
| 判定 | 評価 | 判定 | 評価 |
| ○ | 生活衛生営業施設は、社会情勢の変化に伴い減少傾向にあるが、県民生活に不可欠なサービスを提供する重要な役割を果たしており、その経営の健全化や衛生水準の維持、消費者の利益擁護等を推進するため、当センターによる支援を着実に進めていく。 相談指導件数は、生活衛生営業施設向けに融資制度の周知や、経営改善に向けた指導等に、きめ細かく取り組んだ。また、年間を通じて新型コロナウイルス感染症特別貸付の相談が増加し対応した。 | ○ | 県からの補助・委託事業については、計画の段階から県と連携を図り、適正に執行している。生活衛生営業者に対する相談指導事業や後継者育成支援事業の実施を通じ、生活衛生関係営業の振興・発展に寄与している。 令和2年度の相談指導件数は、全体数が減少したものの、令和元年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症特別貸付に関する相談が増加し、融資の申込も246件となった。 |

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

| 団体の自己評価 | | 県所管課による評価 | |
|---------|--|-----------|--|
| 判定 | 評価 | 判定 | 評価 |
| ○ | <p>生活衛生営業指導センターは、生衛法第57条の3第1項による指定を受けた法人であり、生活衛生関係営業の衛生施設の維持・改善向上及び経営の健全化についての相談・指導、生衛業の利用者又は消費者からの苦情を処理し、当該苦情の営業者及び組合を指導し、標準営業約款の登録、生衛業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はその斡旋を行い、生衛業に関する情報又は資料を収集し、提供するなどの事業(主に補助事業)を行なっている。</p> <p>県民の日常生活に密接に関係する生活衛生関係営業について、上記の事業は、公衆衛生上極めて重要であり、利用者や消費者の利益に適うものである。</p> <p>このため、当センターは公益性が高く、その事業の必要性は認められると判断する。</p> | ○ | <p>生活衛生関係営業は地域住民の生活に密着した業界で、生衛業者は経営基盤の脆弱な中小零細業者が多く、経営の健全化及び衛生水準の維持向上を図るための支援を行う団体として、不可欠である。また、本財団の業務は公益性が高く、民間での業務の実施は非常に困難であり、必要性は高いと判断する。</p> <p>また、今般のコロナ禍において、生衛業者をとりまく経営環境は著しく悪化しており、当法人が行う事業の重要性は増している。</p> |

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

| 行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係るもの以外) | 対応状況 | |
|-------------------------------|---|---|
| | 団体記載 | 県所管課記載 |
| 外部評価委員会での事業効果の測定も踏まえた事業の見直し | <p>消費者からのニーズ・意見等を把握するため、生衛業と消費者の懇談会等を実施する。(平成24年度～)</p> | <p>毎年特定の業種について、利用者との意見交換会を実施している。令和2年度は理容組合で実施した。</p> |
| | ○ <p>生衛業の健全化、衛生水準の確保・向上のため、保健所等の行政機関及び関係機関等との推進会議等を開催する。(平成26年度～)</p> | ○ <p>毎年10月に推進会議を実施し、県庁職員も参加している。(令和2年度は新型コロナの影響により、書面にて実施した。)</p> |
| | <p>後継者育成のため、出前講座に美容組合を追加する。(平成28年度～)</p> | <p>令和2年度は、新型コロナの影響により、料理業組合のみが出前講座を実施した。(令和3年度は、鮪商、料理、理容の3業種で実施予定。)</p> |

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

| 区分 | H30 決算 | R1 決算 | R2 決算 | 評価 | 備考（特別な要因等） | |
|-------|----------------|--------|--------|--------|------------|---|
| | | | | | | |
| 健全性指標 | 単年度収支 (d-h) | -1,076 | -247 | -5,818 | B | ・研修施設の雨漏対策工事及び省電力化工事の実施 ・自動火災報知機設備取替 |
| | 経常損益 (a+b-e-f) | -1,076 | -247 | -5,818 | B | |
| | 公益目的事業会計 | -505 | -322 | -6,110 | | |
| | 収益事業等会計 | 179 | 1,041 | 1,041 | | |
| | 法人会計 | -750 | -966 | -749 | | |
| | 剰余金 | 11,017 | 12,058 | 13,972 | A | |

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

| 区分 | H30 決算 | R1 決算 | R2 決算 | 主な増減理由等 | R3 予算 | |
|---------------|---------------|---------|---------|---------|-------------------|---------|
| | | | | | | |
| 資産の状況 | 資産 | 140,059 | 141,423 | 141,104 | | - |
| | 流動資産 | 13,477 | 15,987 | 23,306 | | - |
| | 固定資産 | 126,582 | 125,436 | 117,798 | 減価償却による減、基金取崩による減 | - |
| | 負債 | 3,695 | 5,307 | 10,806 | | - |
| | 流動負債 | 2,460 | 3,930 | 9,334 | | - |
| | 固定負債 | 1,235 | 1,377 | 1,472 | | - |
| | 正味財産/純資産 | 136,364 | 136,116 | 130,298 | | - |
| | 基本財産/資本金 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | | - |
| | 剰余金等 | 11,017 | 12,058 | 13,972 | | - |
| | 運用財産 | 119,847 | 118,558 | 110,826 | 減価償却による減、基金取崩による減 | - |
| 収支の状況 | 事業収益 (a) | 43,862 | 45,446 | 42,991 | | 46,435 |
| | うち県支出額 | 35,258 | 36,166 | 33,544 | | 35,580 |
| | (県支出額/事業収益) | (80.4%) | (79.6%) | (78.0%) | | (76.6%) |
| | 事業外収益 (b) | 46 | 44 | 81 | | 28 |
| | うち基本財産運用益 | 1 | 1 | 1 | | 1 |
| | 特別収益 (c) | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| | うち基本基金取崩額 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| | 収入計 (d=a+b+c) | 43,908 | 45,490 | 43,072 | | 46,463 |
| | 事業費用 (e) | 44,984 | 45,737 | 48,890 | | 48,129 |
| | うち人件費 | 20,928 | 21,821 | 20,701 | | 21,560 |
| | (人件費/事業費用) | (46.5%) | (47.7%) | (42.3%) | | (44.8%) |
| | 事業外費用 (f) | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| | 特別損失 (g) | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| 支出計 (h=e+f+g) | 44,984 | 45,737 | 48,890 | | 48,129 | |
| 収支差 (d-h) | -1,076 | -247 | -5,818 | | -1,666 | |

2 経営改善の取組の実施状況と評価

令和2年度は、全国センターからの委託事業（景気動向調査、経営状況調査、標準営業約款登録、クリーニング師研修、生産性向上ガイドライン事業等）については昨年度から継続するとともに、引き続き経費の節減に努めた。また、賛助会員の募集を積極的に行うことにより290千円の収益を計上した。

3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

令和2年5月に自動火災報知設備取替工事、令和3年3月に会館雨漏対策工事及び省電力化工事を実施し、基金の取崩（6,880千円）を行ったため。

4 経営の健全性の総括評価

| 団体の自己評価 | | 県所管課による評価 | |
|---------|--|-----------|--|
| 判定 | 評価 | 判定 | 評価 |
| ○ | <p>フローでは、経常損益が毎年マイナスになっているが、理由は、団体の設立目的を踏まえ、後継者育成支援事業など公益性は高いが収益性の低い事業の実施を優先し、収入を十分に確保できないこと及び施設の減価償却にある。今年度は、基金を取り崩して施設の雨漏対策工事等を実施したことにより増加している。</p> <p>一方でストックの状況をみると、資産が141,104千円に対し、負債は10,806千円で、正味財産（130,298千円）に余裕があることから、経営の健全性は保たれていると判断する。</p> | ○ | <p>今年度は、研修施設の雨漏り工事及びLED化等の工事（6,880千円）が必要となり、施設設備を目的とする基金（25,141千円）の取崩をした結果、経常損益がマイナスになった。また、自己所有の建物のために毎年発生する減価償却費も要因となっている。</p> <p>しかし、修繕費及び減価償却費を除く費用と収益を比較すると、経常収益は黒字となる。</p> <p>また、令和2年度行政経営推進委員会からは、新型コロナウイルス感染症の影響下において同センターの果たす使命役割はより重要になっていくとされ、経営状況を問題視するコメントは無かった。</p> <p>よって、経営の改善に向けた活動は実施できていると判断する。</p> |

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

| 行政経営推進委員会意見 （経営健全性に係るもの） | 対応状況 | |
|-----------------------------|--|--|
| | 団体記載 | 県所管課記載 |
| 財務内容の健全化 | ○ 「標準営業約款登録事業」の登録者の増加を図るため、公告等広報活動を実施している。（平成24年度～） | △ 「標準営業約款登録事業」の登録者は減少を続けているため、今後も継続的な広報活動が必要と考える。 |
| 〃 | ○ 生衛会館施設利用改善を図り、平成29年7月から入居者が1組合増加した。また、平成30年12月から美容組合の家賃を値上げした。 | ○ 平成29年7月の美容組合の入居に伴い空き部屋はなくなった。平成30年度に家賃の見直しを行い、収入が増加した。 |
| 〃 | ○ 賛助会員の募集を開始している。（令和2年度～） | ○ 賛助会員の募集により290千円収入が増加した。 |

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

| 今後の展望、中期的な経営方針(団体記載) | 団体の方針に対する意見等(県所管課記載) |
|---|---|
| <p><経営改善について> ①収益事業等会計の部分で黒字額を増加するように、その他委託事業や自主事業などの収益力を向上する。 ②法人会計の支出を抑制するため、今後とも経費削減に取り組む。</p> <p><今後の展望について> 生活衛生関係事業者を取巻く経済環境の変化や消費者・利用者の消費動向等の変化を的確に把握し、引き続き行政や関係団体と連携して生衛業者の振興に取り組む。</p> | <p>令和2年度は、急な施設整備により支出額が増加したものの、それを除けば黒字化する水準となったが、収益力の向上・経費削減の両面から今後も経営改善に取り組むよう指導していく。</p> <p>生活衛生関係営業を取り巻く状況は変化し続けており、消費者の目はより厳しいものになっている。衛生水準の向上のため、引き続き行政や関係団体との連携において重要な役割を果たすことを期待する。</p> |

2 今年度の改善の取組

| 団体の取組(団体記載) | 団体の取組に対する意見等(県所管課記載) |
|---|---|
| <p>①令和2年度から、県の補助対象となる公衆衛生活動事業について事業の見直しを行い、事業費を削減した。</p> <p>②令和2年度から賛助会員を募集し、賛助会費収入が見込める。</p> | <p>事務経費の効率化を図るとともに、R2年度から賛助会員を募って賛助会費収入を得るなど(R2年度は290千円を調定)、赤字縮減に向けた新たな取り組みとして認められる。R2年度は、急な施設整備が発生した分、赤字となったが、それを除くと黒字化する水準にまで改善しており、引き続き、経営の見直し等の努力を継続するように求めている。</p> |

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

| 区分 | H30 | R1 | R2 | R3 | 備考(増減理由等) |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 常勤役員数 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| うち県OB | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| うち県派遣 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 常勤職員数 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| うち県OB | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| うち県派遣 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 県支出額 | 35,258 | 36,166 | 33,544 | 35,580 | |
| 補助金 | 34,589 | 35,483 | 32,861 | 34,897 | |
| 委託金 | 669 | 683 | 683 | 683 | |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 県からの借入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 県が債務保証等を付した債務残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価(団体記載)

| 項目 | 評価 | 評価理由 |
|---|----|------------------------------------|
| 定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか | ○ | 公益財団法人として、国や静岡県等の指導により、定員管理に努めている。 |
| 常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか | ○ | 常勤役員は1名しかおらず、公募により、県OBが就任している。 |
| この法人は、静岡県における生活衛生関係営業(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 | — | 職員に県からの派遣職員はいない。 |

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

| 項目 | 評価 | 評価理由 |
|-------------------------------------|----|--|
| 県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか | — | 職員に県からの派遣職員はいない。 |
| 県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか | ○ | 補助事業は、生活衛生関係事業者の経営健全化及び衛生水準維持のため必要不可欠である。法人の主たる自主財源は会費収入であるが、法人の自主財源のみでの生活衛生関係事業の効果的な実施は不可能である。 委託事業は、保健所職員の監視指導のうち権限の伴わない指導業務であり、効率的な衛生水準の維持に不可欠である。 |

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

| 区分 | 実施 | 結果公表 | 実施内容 | 主な意見・評価 |
|------------|----|------|--|---|
| 外部評価委員会 | ○ | ○ | 学識経験者等から構成される委員会を開催し、提案された意見や評価を基に、各種事業に反映。 | <ul style="list-style-type: none"> ・(クリーニング・一般飲食の)標準営業約款登録事業については、加入率は全国でいえば2位だが結構低いほうだと思う。登録をするメリットが分からないと増えていかないのでは、制度について理解を深める必要がある。 ・広報啓発活動を人の見える形(街頭キャンペーン)で行ったことは、有意義であり継続して実施願いたい。 |
| 利用者アンケート | ○ | — | 経営セミナー、研修会等参加者を対象に実施し、随時セミナー等の内容に反映。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耳の痛い内容が多々ありました。自分に足りない事、自分が逆にできていることが明確になりました。 ・「何のために誰のために」を改めて考えて、いろいろと発信していきたい。 ・プラスチック製品がなくなることはないでしょうが、使い方次第で自然を破壊しない方法を考える必要がある。 ・とても分かりやすく良かったです。今後どの分野でも参考として使用できてありがたいです。 ・クリーニング研修は、コロナ禍の状況で参加者が減少しているが、オンライン研修等対策を考える必要がある。 |
| 利用者等意見交換会 | ○ | ○ | 消費者目線に立脚した営業に対応するため、消費者団体等との勉強会を開催し、随時情報を発信。 | <ul style="list-style-type: none"> ・理容は男性という固定観念があり、顔そり等女性がしてもらえることが分かり利用しようと思った。 ・ファッションと理容のつながり、歴史等を聞いて良かった。 ・理容と美容のことが分かり、理容所の魅力を再確認した。 ・組合として活動されることで消費者に安心なことが多いので、是非拡大を希望している。 |
| その他 () | - | - | | |

○:実施している／公表している —:実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

事業評価委員会において、改善点等の指摘を受けた点について、平成25年度以降、消費者団体との勉強会の場を設け、消費者の意見を集約し情報発信している。また、組合からの要望等を踏まえ、ITセミナーのメニューを毎年工夫することで、参加者の利便性を高めている。